令和5年度 ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託 企画提案募集要領

本県最大の魅力である「食材の王国」を活かしたガストロノミーツーリズムの推進のため、 県内の意欲ある事業者や市町、観光協会、DMOなどに対する「ふじのくにガストロノミーツー リズム」旅行商品の造成を支援し、「ふじのくにガストロノミーツーリズム」の魅力を発信する ことを目的として、ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託の企画提案を公募し、同事業の 委託先を選定する。

1 募集概要

- (1)業務名 令和5年度ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託
- (2) 契約者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 2 募集業務の内容のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和6年3月25日(月)まで
- (6) 契約限度額 30,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (7) 採用予定件数 1件

2 募集業務の内容

静岡県では、「令和4年度ガストロノミーツーリズム推進事業」において、コーディネーターを設置し、ブランドコンセプトを策定した上で、地域資源の掘り起こしと磨き上げを行い、4つの旅行商品を作成した。また、策定したブランドコンセプトを元に、情報発信ツール(LP、動画、ストーリーブック、ポスター※)を制作し、それらを活用したプロモーションを実施した。

令和5年度は、ブランドコンセプトを基に、引き続き旅行商品の造成を支援するとともに、「ふじのくにガストロノミーツーリズム」の魅力を発信することを目的として、以下の業務を実施する。

※「静岡県公式HP『ガストロノミーツーリズムの推進について』を参照 (URL:https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoseisaku/1043849.html)

(1) コーディネーターの設置

ア 魅力的な旅行商品の造成支援

広報、観光、食に精通したコーディネーターを設置するとともに、ガストロノミーツーリズムへの取組意欲がある県内のDMOや市町観光協会、観光事業者等に対する相談窓口を設置し、適切なアドバイスを行う。このほか、例えばワークショップの開催(ガストロ/ミーツーリズムの定義、必要な要素、優良事例の紹介)等を行うことにより、4つ以上の魅力的な旅行商品を造成する。

なお、アドバイス業務において、DMOや市町観光協会、観光事業者等から費用負担は求めないこととする。

具体的な支援内容を、企画提案書に記載すること。

イ ガストロノミーツーリズム推進協議会の会員に向けた情報提供やマッチング支援等 県が令和5年度に設置するガストロノミーツーリズム推進協議会(下記参照)におい て、意欲のある料理人・生産者・事業者等に対して、会への参加を呼びかける。

また、会員に対して、ガストロノミーツーリズムに関する情報収集やメールマガジン 等による情報発信を行うとともに、会員同士が交流する場の設置やマッチング支援を 行う。

なお、同協議会は令和5年8月の設立を目指している。 具体的な支援内容を、企画提案書に記載すること。

<ガストロノミーツーリズム推進協議会の概要>

ガストロノミーツーリズム推進協議会

・産官学民を構成員としたネットワーク体制を構築し、 情報共有とツーリズムの推進を図る



(2) プロモーションの実施

ア 情報発信ツールの制作・LPの運用

(ア) ブランドコンセプトを元にした県内統一デザインのポスターを各市町ごとに制作する。制作にあたり、各市町からテーマを募集するなど連絡調整を行う。合わせて、 県を代表するポスターを複数種類制作する。

<u>ポスター又はそれに類するデザインの実績について、企画提案書に実物の例示と</u> ともに記載すること。

(イ) 令和4年度に制作したLPを継続運用するとともに、過去に作成した情報発信ツールのダウンロードページを作成する等、コンテンツの充実を図る。

LPに掲載するコンテンツ案について、企画提案書に記載すること。

イ フーディーに向けたプロモーションの実施

制作した情報発信ツール(令和4年度制作物を含む)を活用し、食にこだわりがあるフーディーを主なターゲットとしたプロモーションを実施する。

具体的なプロモーションの手法について、企画提案書に記載すること。

ウ 国内外のフーディー向けメディアに対するファムトリップの実施

主にフーディー向けメディア媒体での露出増加と、それによる本県のガストロノミーツーリズムのイメージ向上を目指し、国内・海外向けとして各1本以上のファムトリップを実施する。

なお、国内向けのテーマは「徳川家康」、海外向けのテーマは「サステナビリティ」 とし、ファムトリップに取り入れる要素は以下のとおりとする。 <ファムトリップに取り入れる要素等>

- ・世界クラスの資源(例:富士山、駿河湾、南アルプス、浜名湖、伊豆半島ジオパーク、 温泉、わさび、茶、みかん、カツオ、桜エビ、東海道五十三次、文学の聖地「伊豆」、 秋葉信仰と街道等)
- ・国内外に向けて発信力のある人材(生産者、料理人など) 掲載メディア及び国内・海外の各コース概要について、企画提案書に記載すること。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体(複数の法人からなる組織)による参加も可能とする。ただし、当該共同 事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

- (1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。
- (4)会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」 という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者 をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の 購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続

(1) 応募期間

令和5年3月15日(水)から令和5年4月17日(月)午後3時まで(必着)

(2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類(下記(4)参照)を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。(4月17日は午後3時まで)

(3) 提出先

後述の 11 提出先、問合せ先を参照

- (4) 必要書類及び必要部数
 - ア 企画提案書 (様式第1号) …7部 (正本1部、写し6部)
 - イ 提案者の概要書(様式第2号)…7部(" ")
 - ウ 業務計画書(様式第3号または自由様式)…7部(")
 - エ 見積書 (様式第4号) …7部 (")
 - オ 法人の登記簿謄本の原本 (履歴事項全部証明書) …1部
 - カ 事業概要等 (パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの) …1部 ※アからエまでの書類を1セットとし、セットごとにクリップ止めにすること。
- (5) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

「静岡県公式HP『ガストロノミーツーリズムの推進について』」

URL: https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoseisaku/1043849.html

- (6) 応募に係る留意事項
 - ア 応募件数
 - 1者が応募する件数の上限は1件までとする。
 - イ 応募書類の返却について 応募書類は、原則として返却しない。
 - ウ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を提出すること。

才 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ 応募書類の取り扱い

提出された書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。

キ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記 載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

(7) スケジュール

日程	内容
令和5年3月24日(金)	質問事項の受付終了
令和5年4月5日(水)	質問に対する回答
令和5年4月7日(金)	参加申込書の提出期限
令和5年4月17日(月)	企画提案書の提出期限
令和5年4月17日(月)~ 令和5年4月24日(月)	書面審査(応募が5者を超えた場合)
令和5年4月24日(月)	ヒアリング審査対象者の選定・非選定通知
令和5年4月26日(水)	ヒアリング審査
令和5年5月2日(火)	選定結果の通知 (予定)

5 参加申込書の提出

提案参加希望者は、参加申込書(様式第5号)を提出すること。参加申込書の提出がない 者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和5年4月7日(金)午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。電子メールの着信は担当者に電話で確認すること。 電子メールの件名は「令和5年度ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託に係る 参加申込書の提出について」とすること。

(3) 提出先

後述の 11 提出先、問合せ先を参照

なお、参加申込書の提出後、辞退を希望する者は、速やかに辞退届(様式第6号)を「4-(1)応募期間」内に提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書(様式第7号)により行うものとし、電子メールにて受け付ける。なお、電子メールの着信は担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「令和5年度ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託に係る質問書の提出について」とすること。

ア 受付期間:公募開始日から令和5年3月24日(金)正午まで

イ 提出先: 11 提出先、問合せ先を参照

(2) 質問に対する回答

回答は、令和5年4月5日(水)までに、下記ホームページに掲載する。

「静岡県公式HP『ガストロノミーツーリズムの推進について』」

URL: https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoseisaku/1043849.html

7 ヒアリング審査対象者の選定(書面審査)

企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を行い、評価の上位 5者以内を、9 契約候補者の特定(ヒアリング審査)に示すヒアリング審査の対象者として 選定する。

ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和5年4月24日(月)までに通知する。

企画提案書を提出した者のうち、ヒアリング審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面(非選定通知書)により令和5年4月24日(月)までに通知する。

なお、日程の関係上、通知は電子メールで行うため、確認漏れがないよう注意すること。

8 契約候補者の特定(ヒアリング審査)

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは表に掲げる評価項目に基づき評価のうえ、審査委員の協議により契

約候補者として特定する。

ヒアリング審査は提案書により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、 事前に静岡県の了解を得た場合は、この限りでない。

(1) 実施日時

令和5年4月26日(水)午後(予定) 開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

(2) 実施場所

静岡県庁(静岡市葵区追手町9-6)又は県庁周辺会議室 (WEB会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。)

(3) 所要時間

各提案者 25 分程度を予定 (プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分)。

(4) 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

(5) 選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後、7日以内に通知する。

契約候補者に特定されなかった者(7 ヒアリング審査対象者の選定(書面審査)) によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く)に対しては、特定されなかった旨を書面(非特定通知書)によりヒアリング審査実施後、7日以内に通知する。

(表)

	評価項目・評価基準	配点	
1	業務方針	(15)	
	業務内容を理解した上で、提案者独自の業務目的・趣旨を設定していると考えられるか。		
	事業を実施するに当たり、十分な組織体制だと考えられるか。		
	業務実施スケジュールは現実的だと考えられるか。		
2	2 コーディネーターの設置		
	設置するコーディネーター及び相談窓口は、静岡県全体でガストロノミーツーリズムを推	1.5	
	進していくために適切な人材及び体制だと考えられるか。	15	
	DMOや市町観光協会、観光事業者等に対して実施する支援内容は、4つ以上の魅力的な	1.5	
	旅行商品を造成するために効果的な手法だと考えられるか。	15	
	推進協議会への参加呼びかけ方法は、意欲のある会員を集めるために効果的だと考えられ、		
	会員との情報共有の手法は、会員にとって簡単でわかりやすいものだと考えられるか。	5	
	推進協議会の会員同士が交流する場の設置内容やマッチング支援の内容は、会員間(料理		
	人や生産者、観光事業者、大学関係者、メディア等) でのガストロノミーツーリズムの取組	10	
	が進んでいくために効果的だと考えられるか。		
3	3 プロモーションの実施		
	各市町のポスターを制作する上で、各市町との連絡調整方法は適切であると考えられるか。		
	また、興味関心を集めることや行動喚起を促すことが可能なポスターデザイン等の制作に		
	ついて、十分な実績を有しているか。		
	LPに掲載するコンテンツ案は、本県のガストロノミーツーリズムの魅力を発信する上で	5	
	効果的なものになっているか。	J	
	フーディーに向けたプロモーションの手法は、本県のガストロノミーツーリズムの魅力が	10	
	十分に伝わり、本県への来訪希望を抱かせる内容だと考えられるか。	10	
	想定するファムトリップのコース内容及び掲載メディアは、本県のガストロノミーツーリ		
	ズムの魅力が十分にフーディーに伝わり、本県への来訪希望を抱かせる内容だと考えられ	15	
	るか。		
4	その他	(5)	
	経費見積りに妥当性はあるか。	5	
合計			

9 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。 仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終 的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

(URL: https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html)

10 その他

(1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は県もしくは県が指定したものに無償譲渡するものとする。

(2) 秘密保持等

- ・静岡県個人情報保護条例 (平成 14 年静岡県条例第 58 号) 及び静岡県情報セキュリティ 基本方針に十分留意すること。
- ・万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。
- (3) 委託事業の成果品

ア 納品物

業務実施報告書 2部(印刷物および電子データ)

イ 提出期限

令和6年3月25日(月)

11 提出先、問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課企画班

住所:〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(静岡県庁東館11階)

電話:054-221-3638

E-mail: kankou2@pref.shizuoka.lg.jp